

# 産廃上手シリーズ利用細則

## 第 1 条(細則の適用)

本細則は、産廃上手シリーズ利用規約(以下「利用規約」といいます)第 4 条(利用契約の申込み)に規定する申込者(以下「申込者」といいます)が、株式会社 エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)が運営する利用規約第 13 条(提供するサービス)に規定する「産廃上手シリーズ」(以下「本サービス」といいます)を利用するために必要な手続き、利用方法等に関する事項を定めたものです。

## 第 2 条(利用契約手続き)

利用規約第 4 条(利用契約の申込み)に規定する利用契約手続きは、それぞれの事業者ごとに指定する利用申込書に必要な事項を記入し代表者印を押印し、必要書類を添付し当社に送付するものとします。

(1) 排出事業者は、別紙 1-1「単独利用申込書【排出事業者用】」

別紙 1-2「利用申込書【排出事業者用】」

(2) 収集運搬業者は、別紙 2-1「単独利用申込書【収集運搬業者用】」

別紙 2-2「利用申込書【収集運搬業者用】」

(3) 処分業者は、別紙 3-1「単独利用申込書【処分業者用】」

別紙 3-2「利用申込書【処分業者用】」

## 第 3 条(利用申込単位)

第 2 条(利用契約手続き)の利用申込みの単位は、次によるものとします。

(1) 排出事業者は、事業場の単位または当該事業場を管轄する支店、営業所等の単位で申込むものとします。

(2) 収集運搬業者は、業者単位または支店、営業所等の単位で利用申込むものとします。

(3) 処分業者は、処分事業場の単位で利用申込むものとします。

## 第 4 条(ログイン名およびパスワードの設定)

当社は、利用規約第 5 条(利用契約の成立)第 2 項により登録が完了した場合は、ログイン名およびパスワードを設定し、サービス開始確認書(以下「産廃上手シリーズ利用開始のご案内」といいます。)により申込者に通知します。

2. 収集運搬業者および処分業者に対しては、前項のログイン名およびパスワードとあわせて、公開パスワードを設定し、「産廃上手シリーズ利用開始のご案内」により通知します。

## 第 5 条(システムの利用方法)

利用者が本サービスにアクセスする方法は、次のとおりとします。

(1) パソコン版

当社が指定するアドレスに接続して行うもので、排出事業者、収集運搬業者および処分業者が利用できます。

(2) 携帯版

当社が指定するアドレスに接続して行うもので、収集運搬業者のみが利用できます。

2. 利用者は、当社が別途定める本サービス操作マニュアルに従い、本サービスを利用するものとします。

#### 第 6 条(データの保存期限等)

利用規約第 13 条(提供するサービス)第 3 項に定める契約者データの保管期限は、契約者が本システムにアクセスし、当社本サービス内設備にデータを保管した日から 5 年間とします。

2. 当社は、前項に規定する 5 年間を経過した場合は、本サービス内設備に保管した契約者が登録したデータを消去できるものとします。

3. 本条第 2 項により当社が契約者データを消去した場合でも、利用規約第 29 条(データの消去)により当社は何ら責任を負いません。

#### 第 7 条(サービス提供区域)

利用規約第 13 条(提供するサービス)第 4 項に定める提供区域は、日本全国とします。

#### 第 8 条(利用料金等)

利用規約第 14 条(利用料金等)に定める料金とは、別紙 5「利用料金表」のとおりとします。

2. 利用料金は本サービスに本登録された時点から発生するものとします。

#### 第 9 条(料金支払代行者の登録、変更および取消)

利用規約第 14 条(利用料金等)第 5 項の規定に基づき、契約者から料金支払代行の指定を受ける者(以下「支払代行者」という。)は、事前に別紙 7-1「料金支払代行者登録申込書」により当社に登録申請するものとします。

2. 当社は、申請に基づき支払代行者コードを付与し、「料金支払代行者登録証」支払代行者に送付します。

3. 支払代行者は、第 1 項の規定に基づき登録した内容を変更する場合または登録を取消す場合は、それぞれ別紙 7-2「利用料金支払代行者登録申込書【変更】」、別紙 7-3「利用料金支払代行者登録申込書【取消】」により、変更または取消し希望日の 30 日前までに当社に申し出るものとします。

4. 本条第 3 項による申し出がなかったことにより当該支払代行者および第 10 条(支払代行者の指定、変更および取消)の規定に基づき当該支払代行者を指定する契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 10 条(料金支払代行者の指定、変更および取消)

契約者は、利用規約第14 条(利用料金等)第5 項の規定に基づき支払代行者を指定して料金を支払う場合、別紙 6-1「料金支払代行者利用申込書」により当社に申し出るものとします。

2. 契約者は、前項により指定した支払代行者を変更する場合は別紙 6-2「利用料金支払者利用申込書【変更】」により、また指定を取消し支払代行者の利用を取り止める場合は、別紙 9「契約内容変更」により、変更または取消し希望日の 30 日前までに当社に申し出るものとします。

3. 本条第 2 項による申し出がなかったことにより、当該支払代行者を指定した契約者または当該支払代行者が不利益を被ったとしても当社は一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、本条第 1 項の申し出に基づき支払代行者ごとに、指定した契約者の料金をとりまとめて請

求書を作成の上、支払代行者に送付するものとする。支払代行者は、当該請求書に基づき料金を当社に支払うものとする。

#### 第 11 条(各種手続き書類)

利用規約に定める「各種手続き」は次によります。

(1)利用規約第 7 条(契約者の地位の承継)

別紙 8「契約者変更届(地位継承届)」のとおり。

(2)利用規約第 9 条(契約内容の変更)

別紙 9「契約内容変更届」のとおり。

(3)利用規約第 10 条(契約者による解約)

別紙 10「利用契約解約届」のとおり。

付則 本細則は2010年 4 月 1 日から実施します。